

〔解 説〕

1) 不適切である

老齢基礎年金を受給するために必要な受給資格期間は10年です。また、受給資格期間には、保険料納付済期間、保険料免除期間に加え、合算対象期間も含まれます。従って、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年に満たない場合は、合算対象期間も加えて10年以上あれば、老齢基礎年金を受給することができます。

2) 適切である。

公的年金の支給は、支給事由が生じた日の属する月の翌月分から始め、権利が消滅した日の属する月分で終わります。これを老齢基礎年金の支給に当てはめると、支給事由が生じた日は65歳に達した日となるため、支給開始は65歳に達した日の属する月の翌月分となり、権利が消滅した日は死亡した日となるため、支給が終わるのは死亡日の属する月分となります。なお、65歳に達した日とは、65歳の誕生日の前日のことです。

3) 不適切である。

厚生年金保険の被保険者期間のうち65歳に達した日の属する月以後の期間は、合算対象期間に該当するため、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。他に合算対象期間に該当する期間としては、厚生年金保険の被保険者期間のうち20歳に達した日の属する月以前の期間、国民年金に任意加入したが保険料が未納となっている期間*、日本国籍がある者が海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間*などがあります。

※20歳以上60歳未満の期間(20歳に達した日の属する月以後で60歳に達した日の属する月以前の期間)に限る

4) 不適切である。

国民年金保険料の4分の3免除期間に係る老齢基礎年金の額は、当該期間について保険料を全額納付した場合の老齢基礎年金の額の8分の5となります。反映割合が分からない場合でも、国庫負担が2分の1であることから選択肢の記述が誤りであることが判断できます。なお、2009(平成21)年3月までの国庫負担は3分の1であり、保険料4分の3免除期間の反映割合は2分の1となります。

老齢基礎年金は、「受給資格」「年金額」「支給期間」などがポイントとなります。どのような期間が合算対象期間に該当するか、保険料免除期間の年金額への反映割合などを中心に確認しておくとい良いでしょう。